

生田緑地における植栽工事について

2022 年 9 月 16 日

生田緑地自然環境保全管理会議

生田緑地において植栽工事（注 1）を行う際には、事前に植栽する植物の生物学的な名称（注 2）のリストを作成し、自然環境保全管理会議（以下、「自然会議」という。）事務局に提出してください。生田緑地憲章（注 3）に照らして生田緑地の土着の系統の対立遺伝子の構成（注 4）と生態系をかく乱する恐れがある種（注 5）について、自然会議会長が検討し、事業者を確認します。事業者が問題の起きないことを示した場合には、自然会議において承認し、工事を実施していただきます。遺伝的資源が川崎市にとってかけがえのない財産であることをご理解ください。

注1 植物に限らず、動物を持ち込むものを含みます。

注2 造園名、園芸名ではなく、標準和名などと呼ばれる生物学的な名称です。

注3 生田緑地憲章（2007）において、「生田緑地の自然のいとなみを守るため、生き物を持ち出したり、他の地域の生き物を持ち込んだりしないように」することを謳っています。

注4 生田緑地は島状に自然が残された場所なので、離れた場所の個体を持ち込むと生田緑地の系統の対立遺伝子の構成が変化してしまいます。生田緑地の系統を保全するためです。

注5 逸出したり、土着の植物とポリネーターをめぐって競合したりする種です。

注6 民有地を除きます。